

最新中国意匠制度入門

——中国意匠実務に関する10の常識——

森 智 香 子*

抄 録 意匠に関する規定の大幅な改正を含む第三次改正専利法が2009年10月1日に施行されました。法改正によって、中国の意匠制度は日本の意匠制度により近くなったと言われることもありますが、相違する点は多岐に渡ります。本稿では中国意匠制度の理解に必要な基本的事項を中心に解説します。

目 次

1. はじめに
2. 意匠登録の利点
3. 中国での意匠権の効力が及ぶ範囲
4. 主たる法規等
5. 関連の組織
 5. 1 国務院専利行政部門
 5. 2 省、自治区、直轄市人民政府の国務院専利管理行政部門
 5. 3 裁判所
 5. 4 税 関
6. 意匠の定義（保護対象）
7. 出願人及び職務意匠
8. 意匠登録までの基本的な流れ
9. 出願書類
10. 特殊な意匠制度
11. 権利の維持及び管理
 11. 1 存続期間・権利の譲渡及びライセンス許諾
 11. 2 無効審判
12. 権利侵害及び救済
 12. 1 意匠権侵害行為
 12. 2 司法ルートvs行政ルート
13. おわりに

1. はじめに

中国における2009年の意匠出願件数は約35万

件あり、世界一の出願件数を誇ります。この出願件数は、特許や実用新案の出願件数にも引けをとりません。本稿では、中国の知的財産制度において重要な役割を果たす意匠制度に関する基本的事項を解説します。

2. 意匠登録の利点

中国と日本の意匠登録制度の大きな違いとして、中国知識産権局は創作非容易性などの実体的登録要件については審査を行わず、主に方式について審査する初歩審査のみ行い権利を付与するという点があります。上記の点については、詳しくは後述しますが、中国で意匠権を取得しても、権利の有効性について関連機関からお墨付きを得たといえず、中国での意匠権の行使には必ず弊害が伴うかのように誤解されることがあります。

しかし、実際に中国の裁判所が公開している情報によると、中国における意匠権侵害訴訟の件数は決して少なくありません。

中国で意匠登録制度が積極的に活用される背景として、次のような要因が考えられます。

* 弁理士・平成22年度日本弁理士会商標委員会委員
Chikako MORI

① 権利取得までの期間が比較的短い

個々の出願により差はありますが、通常、出願から6ヶ月～12ヶ月程度で審査の結論が出ます。

② 一般的に特許に比べ権利取得と維持に要する費用が安い

意匠の場合、審査請求制度がないことから審査請求に要する費用が発生しません。出願時や権利維持のために支払う官庁手数料も特許に比べると安いです。

③ 意匠の場合、目でみて判断できるので比較的侵害か否かの判断が容易

当たり前のことのようにも思えますが、国土が広く、判断主体による審査経験の差が大きい中国において、「判断がしやすい」ということは極めて重要な事項と言えます。

ポイント1

意匠制度の上手な活用ー早期権利化、コスト面での利点、侵害判断の容易性

3. 中国での意匠権の効力が及ぶ範囲

香港やマカオは中国へ返還されましたが、特別行政区（香港特別行政区と澳門特別行政区）であり、中国本土とは異なる意匠制度が採用されています。

従って、中国本土で意匠登録を受けたとしても自動的に香港やマカオで保護を受けることができるわけではありません。香港については、香港で別途登録手続を行う必要があります。マカオについては、中国本土での権利を援用する手続が取れる場合があります。

ポイント2

香港、マカオとは別の意匠制度

4. 主たる法規等

中国では、特許、実用新案、意匠は、「中国専利法」という一つの法に規定されています。特許、実用新案、意匠に共通の規定の他、登録

要件をはじめ意匠に特化した規定も多数存在します。

中国専利法以外に、重要な法規として中国専利法実施細則（日本でいう「政令」に相当）と、「審査指南」（日本でいう「審査基準」に相当）があります。なお、2009年10月1日施行の中国専利法改正に伴い、中国専利法実施細則及び審査指南も改正され、既に施行されています。

ポイント3

意匠は、特許、実用新案と共に一つの法律の中に規定

5. 関連の組織

5.1 国務院専利行政部門

中国知識産権局は国務院（中国の最高の国家行政機関）直属の機関で、様々な知的財産に関する責務を担っています。中国知識産権局のことを、中国専利法上では「国務院専利行政部門」と言います。実務では、「SIPO」と呼ばれることも多いです。

意匠出願の審査などを行う機関は、この中国国家知識産権局の傘下にある専利局（本稿では以下「中国特許庁」と言う）です（図1を参照）。中国特許庁でなされた拒絶査定不服審判の審理や登録後の無効審判の審理等を扱うのは、中国知識産権局の傘下にある専利復審委員会（日本でいう審判部）です（図1を参照）。

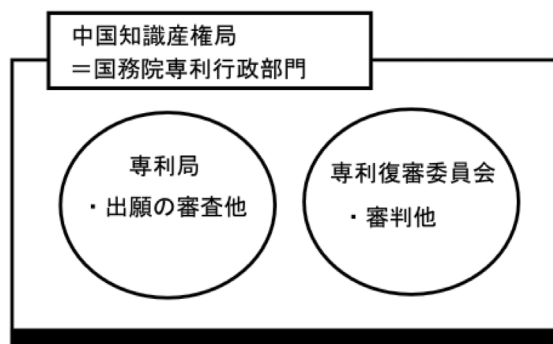


図1 中国知識産権局

5. 2 省、自治区、直轄市人民政府の国務院専利管理行政部門

国務院専利管理行政部門は、行政的な機能と準司法的な機能双方を有する機関です。中国では、意匠権侵害が生じた場合に、裁判所に訴えを提起するという方法の他、該当区域の国務院専利管理行政部門に処理を請求することが可能です。行政による解決方法であることから「行政ルート」と呼ばれることがあります。

ポイント4

行政機関へ侵害処理の請求が可能

5. 3 裁判所

日本の場合と異なり、中国では二審制が採用されています。

専利復審委員会（審判）の判断に不服がある場合には裁判所に訴えを提起（審決取消訴訟）することが可能です。審決取消訴訟を扱う裁判所（人民法院）は決まっています。第一審は北京第一中等人民法院、第二審は北京高等人民法院です。

審決取消訴訟の他、権利侵害に対する訴えも裁判所に対して行います。司法により解決を図ることから、この方法を「司法ルート」と呼ぶことがあります。

5. 4 税 関

中国の輸出入品を監督・管理する所轄機関として、中国税関があります。輸出品だけでなく、輸出品についても、監視及び侵害の取り締まりを行います。

なお、中国税関が公表している情報によると、知的財産侵害品で取り締まりの対象の多くを商標権と著作権の侵害品が占め、意匠権に関する侵害品の取り締まり件数はそれほど多くはありません。

6. 意匠の定義（保護対象）

中国専利法は、意匠を「製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への应用到した新たな設計」と定義しています。

中国では、製品の部分に係る意匠は保護されません。また、電子画像も保護対象外です。

ポイント5

部分意匠制度がない

7. 出願人及び職務意匠

創作者（デザイナー）は、意匠出願をすることができます（出願権）。

ただし、職務意匠の場合には、契約がなければ所属機関が意匠出願権を有します。この点、日本の職務意匠制度とは大きく相違します（図2参照）。

そして、職務意匠に該当するためには、「所属機関の任務を遂行」又は「主として所属機関の物質的技術的条件を利用して完成させた」意匠である必要があります。

所属機関の任務を遂行することによって完成させた意匠とは、次のいずれかの意匠を指します。

- ・本来の職務の中で行った意匠
- ・所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた意匠
- ・定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の一年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある意匠

ポイント6

契約がなければ、所属機関が職務意匠についての意匠出願権を有する

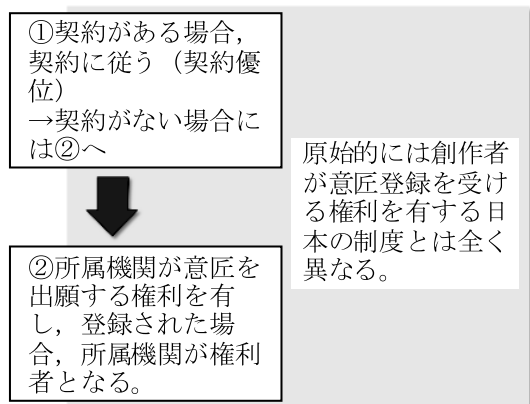


図2 中国における職務意匠の取り扱い

8. 意匠登録までの基本的な流れ

(1) 初歩審査

中国特許庁に出願が受理されると、「初歩審査」がなされます。「初歩審査」は、「方式審査」と訳されることもあるのですが、形式的な事項の審査以外の審査も一部含まれます。形式的な事項としては、例えば出願書類の記載（出願書類については後述）、また、形式的事項に準ずるような事項としては、例えば、国際条約等により保護が受けられる出願人であること、外国の出願人の場合の代理人による手続（中国以外の出願人の場合、代理人により手続をしなければならない）といった規定に違反しないかといったことがあります。

さらに、実体的な内容についても一部初歩審査の対象とされている事項があります。例えば、平面の印刷物でないこと（不登録理由）や新規性等についても明らかに違反していないか審査されます。

なお、創作非容易性といった判断に十分な調査を要する事項は初歩審査の対象となっておらず、専ら無効審判において判断されます。また、新規性等の実体的要件で初歩審査の対象となっている事項も、通常、審査官が積極的に先行文献を調べて判断を行うわけではありません。

(2) 初歩審査で要件を具備していないと判断された場合の取り扱い及び対応

初歩審査において、要件を具備していないと審査官が判断する場合、補正通知若しくは審査の意見通知が発行されます。

補正通知若しくは審査の意見通知に対し、指定された期間内に、出願人は補正・意見陳述書を提出でき、登録できると判断された場合には、登録査定がなされます。

なお、中国にも分割出願制度はある一方で、日本とは異なり意匠一特許・実用新案間の出願変更ができる制度はありません。

依然として登録できないと判断された場合には、拒絶査定がなされます（出願人は査定受領から3ヶ月以内に専利復審委員会に対し不服審判の請求が可能です）。

(3) 意匠権の発生

初歩審査で要件を具備していると審査官が判断した場合、登録査定がなされます。出願人が登録査定の通知受領から2ヶ月以内に、第1年分の年金を支払うと登録され、公告がなされます。

ポイント7

全ての登録要件について審査を行う制度を採用していない

9. 出願書類

意匠出願に際して、願書、図面若しくは写真、意匠の簡単な説明を中国特許庁に提出する必要があります。

図面若しくは写真は、権利範囲を確定する書面であるため、意匠の保護を求める製品の意匠を明瞭に示したものである必要があります。要件を満たさないと審査官が判断した場合、意見陳述が要求されます。

意匠の簡単な説明は、意匠の保護範囲を確定する際の解釈に用いることができます。意匠の

簡単な説明には①意匠製品の名称、②意匠製品の用途、③意匠の設計要点、④意匠の設計要点を最もよく表す図面または写真（図面又は写真を選択する）といった内容を含む必要があります（出願内容によって、これ以外にも記載すべき事項がある場合があります）。

上記の書類に加えて、日本の企業又は個人が出願する場合、代理事務所を通じて手続をする必要があるため、委任状（個別委任状でも包括委任状でも可）の提出が必要となります。

また、日本で意匠出願した場合、日本の出願から6ヶ月以内であれば優先権の主張が可能ですが、その場合、出願の際その旨を声明し、3ヶ月以内に優先権証明書を提出する必要があります。

中国にも新規性喪失の例外規定があり、係る適用を受ける場合には所定の書面の提出が必要です（なお、日本の場合とは適用要件が異なる点留意が必要です）。

ポイント8

願書、図面若しくは写真、意匠の簡単な説明は必ず必要

10. 特殊な意匠制度

表1は、日本における特殊な意匠制度との対比でまとめた中国の意匠制度です。

「類似意匠に関する多意匠一出願」の制度は、第三次専利法改正で導入されたもので、色違いや局部形状のバリエーションの保護に資するものです。

また、「セットものの保護」の制度は、イメージとしては、日本の「組物」の意匠制度に近いですが、対象となり得る製品の幅が広く、セットものに含まれる一部の製品に係る意匠との関係でも権利行使ができる場合がある等の特徴を有します。

表1 日本の特殊な意匠制度からみた中国の意匠制度

日本	中国
部分意匠	なし
関連意匠	関連意匠制度なし。 ただし、「類似意匠に関する多意匠一出願」制度により、同一製品に係る2つ以上の類似する意匠を一の出願とすることが可能（なお、一出願一意匠の原則を採用する点、日中共通）
秘密意匠	なし
動的意匠	状態が変化する製品の意匠も保護ができる場合有り
組物	「セットものの保護」制度により、同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠について、まとめて一の出願とすることが可能

11. 権利の維持及び管理

11.1 存続期間・権利の譲渡及びライセンス許諾

中国における意匠の存続期間は出願日から10年です。ただし権利を維持するためには、登録維持年金を納付する必要があります。

基本的に権利の譲渡やライセンス許諾が自由に認められています。なお、権利の譲渡は書面で契約を締結し中国特許庁に登録しなければなりません（出願中の名義人の変更も同様）。

ポイント9

存続期間は出願日から10年

11.2 無効審判

意匠権に対して、何人も無効審判を請求できます。予備審査のみで登録されるため、侵害訴訟が提起された場合、相手方から無効審判が請求されるというケースは珍しくありません。なお、警告や訴訟提起の際の必須書面ではありませんが、権利の有効性に関する評価報告の制度（中国特許庁が作成）があります。

ポイント10

権利行使の際は権利の有効性に問題がないか確認が重要

12. 権利侵害及び救済

12. 1 意匠権侵害行為

意匠権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠が基準となり、簡単な説明は、意匠の解釈に用いることができます。

そして、中国専利法では、意匠権の実施行為として、製造、販売の申し出、販売、輸入の4つの行為が規定されています。

従って、権利者に無断で生産経営の目的で、登録意匠を用いてこれらの行為をする場合、意匠権侵害を構成します。類似の範囲での実施も同様です（「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」）。

12. 2 司法ルートvs行政ルート

侵害行為を発見した場合は事実関係を明確にし、中国の代理人等とも十分に話し合った上で対応を決定する必要があります。実務経験の豊富な中国の代理人に依頼することが重要であることは言うまでもありません。

5. 3で触れた「司法ルート」での解決を図る場合、侵害者に対し、侵害行使の停止、損害賠償等の民事責任を求めることが可能です。中国を含め、多くの主要国では、このように意匠権侵害が生じた場合に司法による解決を図るという方法が用意されています。

さらに、中国では5. 2で触れた「行政ルー

ト」で、行政処分を求めるということも可能です。なお、行政ルートでの決定に対し、不服がある場合、一定期間内に裁判所に提訴することが可能です。

いずれの手段での解決を図るかは、登録意匠と被疑侵害意匠の類似性の主張立証の容易さ、侵害行為により被った損害額、侵害対処の緊急性等を含め、個々の事案によって判断する必要があります。

13. おわりに

第三次専利法改正は、中国の意匠制度を世界基準に近づけるといった方向性を含むものであった為、結果として日本の意匠制度と近くなった部分もあります。

しかしながら、本稿で紹介したとおり、法改正後も相違する点は少なくなく、独自の方向性を模索しているように感じられる部分もあります。

本稿では、日本の意匠制度と相違する点を中心に、10のポイントを紹介しました。これ以外にも日本と中国の意匠制度で相違する点は多数存在しますが、紙面の関係でご紹介できませんでした。

本稿が、中国意匠制度の基本的事項を理解する際の一助となれば幸いです。

参考文献

- ・劉新宇，中国特許実務基礎，発明協会（2005）
- ・国家知識産権局条法司，《専利法》第三次修改導讀，知識産権出版社（2009）

（原稿受領日 2010年4月14日）